

## 第2回都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議

### 1. 日時

令和6年9月3日（火）15：00～17：00

### 2. 場所

国土交通省（合同庁舎3号館）都市局局議室

### 3. 出席委員（五十音順、◎：座長）

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 大嶋 優佳   | 経団連自然保護協議会事務局次長                    |
| 坂井 文    | 東京都市大学都市生活学部教授                     |
| 佐藤 留美   | NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事 |
| 谷口 守    | 筑波大学システム情報系社会工学域教授                 |
| 深町 加津枝  | 京都大学大学院地球環境学堂准教授                   |
| 横張 真（◎） | 東京大学総括プロジェクト機構特任教授                 |
| 大道 和彦   | 東京都建設局公園緑地部公園計画担当部長                |
| 奥野 潔    | 神戸市建設局公園部長                         |
| 三末 容央   | 松戸市街づくり部みどりと花の課長                   |

### 4. 議事

- ・第1回有識者会議におけるご意見と対応について
- ・都道府県における広域計画の策定に関する基本的な事項について
- ・市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項について
- ・その他の緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項について

### 5. 主な発言など

#### 【基本方針に関する全般的な事項について】

- ・従来、管理と言えば、保全、維持管理というニュアンスが強かったが、これからは利活用や更新といった観点も必要である。
- ・人も財源も限りがある中で、多様な主体と多様な財源をどう有効活用するかというところが全体を通底する議論としてあり、有効活用するためには、役割分担や連携をどう考えるかといった議論が生じる。その中で人材育成や中間支援をどう考えるかという話もあると思う。この役割分担や連携については全体に関連する議論であり非常に大事なところであるため、今までの議論も含め整理される必要があるのではないかな。
- ・緑地の健全性の確保のためには、地表だけではなく、土壌や地下構造なども含めて大きな視点で捉えることが必要ではないかな。
- ・緑地の管理にあたり、各省庁の法律等の取組についてどのような連携ができるのか国の基本方針レベルで示せると良いのではないかな。

#### 【緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標について】

- ・調整区域に農地や里山などの大半の緑があるような自治体において、事実上、市街化区域内の緑を対象とする基本計画をあえて策定する必要があるのかということが問われてしまうのではないかと。ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルへの貢献度で考えると、市街化区域内の緑地だけではなく、調整区域内の緑も位置付ける必要があるのではないかと。
- ・今回基本方針で示す3つの個別目標の観点から戦略性をもって緑を確保するという内容が、自治体に伝わるようにしていくべきものと理解した。また、この個別目標については、時代に合わせて見直ししながら緑を確保し、進めていくものが良いと考える。
- ・目標値の設定に「市街化区域等の緑被率を3割」とあるが、都心周辺の市町村では、市街化区域と市街化調整区域がある中で、市全体として市街化調整区域内の樹林地や農地も含めた「緑地の保全のストーリー」をつくることが求められており、「市街化区域等」の定義を市街化区域にされてしまうと、緑被率3割の達成は現実的に困難な目標となる。

#### 【緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項について】

- ・巨樹・巨木は生物多様性や文化的な観点から重要なところもあり、そのことを踏まえあり方を検討する視点も必要なのではないかと。
- ・樹木については、戦後植栽されたものの多くが更新の時期を迎えており、更新のあり方をどう考えるか、もう少しクローズアップすべき。
- ・緑地管理の予算が厳しい中で、多様な財源をどのように確保していくかという視点も必要ではないかと。
- ・これからの公園緑地の運営管理には、維持管理だけではなく、生物多様性の保全、環境教育を含めた社会教育、地域の文化芸術・産業振興、地域防災力の向上など、緑地の利活用に関する事業や施設整備についての予算体制等の充実が図られると良い。
- ・自治体では公園や街路樹の維持管理に関する苦情・要望に追われている現状がある。今回の法改正に伴う基本方針に緑の維持管理の視点が加味されていることは重要なことだと考える。

#### 【緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針について】

- ・広域計画・基本計画では3つの個別目標を踏まえて目標を設定するよう求めているが、自治体が目標を設定する上で参考となるような、汎用性があり有効性の高いエビデンスを準備する必要があるのではないかと。
- ・行政職員の職能を磨く機会が失われているという話はよく聞くところであり、人材育成についても記載するべきではないかと。
- ・自治体職員やコンサルタントの技術力低下を懸念している。自治体の自主性はもちろん大事だが、実効性のある広域計画・基本計画となるよう、国には研修会や良い事例などの情報提供をお願いしたい。

- ・SDGs やゼロカーボン等も含め、時代が緑を求めているにも関わらず、自治体では緑にお金をかけられないことや、緑行政に携わる人材が不足している実情がある。
- ・環境教育には、持続可能な社会づくりを進める人材を育てるという目的がある。基本的に「気付く」「学ぶ」「行動する」の3段階での教育プログラムの実施が効果的である。  
「行動する」人々を増やしていくためには、これら3段階の活動を、多様な主体との連携・協働で推進する中間支援の仕組みが必要である。そのことがわかるよう記載をお願いしたい。
- ・特別緑地保全地区が、気候変動対策及び生物多様性の確保の国家目標になっていることは、指定拡大にあたっての大きな理由付けとなる。

#### 【広域計画・基本計画の策定に関する基本的な事項について】

- ・都道府県は広域計画だが、市町村は基本計画であり、言葉が対になっていない。両方とも法定計画になったので、緑の基本計画が基本計画になったが、緑の基本計画の広域といたら、混乱するのでは。広域計画は、見地の意味で広域か、対象としている空間としての広域なのか、ネットワークや役割分担、連携といったところも含めて広域なのか、広域という言葉の使い方が混乱に結びついていると思う。
- ・広域計画・基本計画で定めることが望ましいとされている施策に対して支援策の記載を充実させ、実効性を伴うようにしてほしい。
- ・都市計画区域内を主に対象とすることを打ち出しているが、都市計画区域外との連続性も考慮することが重要である。
- ・既に連続性を有している緑地だけではなく、新たに連続性を確保していくといった視点も必要ではないか。積極的に緑地の連続性を確保していくような施策の流れができていくと良い。
- ・広域計画を検討する際には、流域という観点も重要である。
- ・地域の特性等に合わせて、緑地の評価を行う必要がある。
- ・緑地の管理・運営について、様々な主体との連携に関する記載があるが、連携した体制をつくるには、各主体をつなぐ中間支援の役割が重要である。
- ・広域計画・基本計画で公園について記載する事項については、公園の特性に応じて魅力を高めていくような将来像を掲げ、物理的な緑の量だけではなく、Well-being に資するような質の向上につながる計画になるとよい。
- ・利活用の観点は重要であり、例えば都市公園であれば、利活用についても力を入れて進めているところなので言及してほしい。
- ・住民の意見聴取や連携とあるが、地域の多様な主体（ステークホルダー）と記載を見直すべき。住民と国だけでなく、例えば、NPO/NGO などの各種団体、企業、事業者、教育機関など、地域にはさまざまな主体がある。
- ・住民参加は広く行われているところなので、多様な主体の連携など、より大きな観点で記載した方がよい。
- ・緑地保全地域や特別緑地保全地区などについても、緑地の保全はもちろんだが、今後は

保全と活用をセットで考えていくべきではないか。

- ・緑化重点地区において官民連携の方針に関する記載があるが、多様な主体が連携することは緑化重点地区に限らず重要であり、記載する場所を見直すべきではないか。
- ・市町村が緑の基本計画を策定・改定する場合、市民アンケートやパブリックコメントの実施、有識者会議の開催、施策立案などに時間を要するので、頻繁に改定できるものではないことは理解いただきたい。

以上